

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度

訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業

お問い合わせ先・申請書の提出先

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～17:00(12時～13時を除く)

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-houmonkaigo>

※大変お手数をおかけいたしますが、審査業務円滑化のためお問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」(24時間受付)からお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

受付締切日は令和8年3月31日(火曜日)17:00 必着です。

【東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)とは】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※紙で申請する場合、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。



《目 次》

I 事業の概要.....	3
1 目的.....	3
2 助成対象.....	3
3 事業の枠組み	3
4 助成金を受け取るまでのスケジュール.....	4
II 共通事項.....	6
1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	6
2 申請対象の確認.....	7
3 申請書および提出書類の取り扱いについて	9
III 対象者における手続方法について	11
1 オンライン申請（推奨）	11
2 郵送による申請	11
3 受付期限.....	12
4 申請可能数	12
5 申請にあたっての留意事項.....	12
6 手続代行.....	13
IV 申請	14
V 助成金を申請後に必要なこと	19

I 事業の概要

1 目的

訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社クール・ネット東京(以下「クール・ネット東京」という。)が、都内の訪問介護事業所等が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減に貢献する電気自動車等及び電動バイク(以下「EV車・EVバイク」という。)の導入にかかる経費の一部を助成することにより、燃料代等のランニングコストを削減し、もって運営状況が厳しい訪問介護事業所の支援を目的に実施するものです。

2 助成対象

本事業は令和7年4月1日以降にクール・ネット東京が実施する下記事業に申請し、交付決定を受けたものが対象となります。

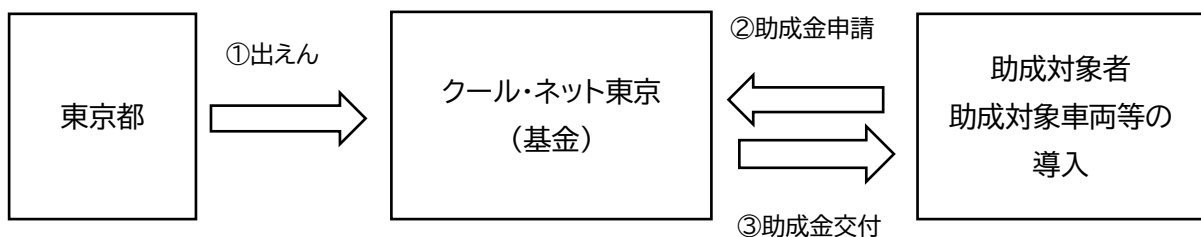
◆助成対象事業（令和7年10月31日現在）

事業名	助成対象物	備考
電気自動車等の普及促進事業 (電気自動車等・外部給電器)	電気自動車（以下、EV車） プラグインハイブリッド車(以下、PHEV車) 外部給電器（以下、助成対象給電器）	下記以降表記「助成対象車両」と表記されている部分は左記のことを指します。 ※ 外部給電器は除く。
電動バイクの普及促進事業	電動バイク（以下、EVバイク）	
電動バイク充電環境促進事業	電動バイク充電器（以下、助成対象専用充電器）	購入の場合のみ対象。 (バッテリーシェアリング等定額制は対象外。)
充電設備普及促進事業	充電設備、V2B(以下、助成対象設備)	

※ 下記以降「助成対象車両等」と表記されている部分については、上記全ての事業を指します。

※ 上記以外で公社が実施する事業で助成対象となった事業がある場合は、別途お問合せください。

3 事業の枠組み



基金の造成

都は、本事業の原資をクール・ネット東京に出えんし、クール・ネット東京はその出えん金により基金を造成します。

助成事業

クール・ネット東京は基金を原資として、助成対象車両等を導入する助成対象者に対して、その経費の一部を助成します。

- 1 受付日は申請書記入日、オンライン申請日、消印日ではなく、クール・ネット東京が受領した日となりますのでご注意ください。

申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止いたします。予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表いたします。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の基金を超えない範囲で受理するものを決定いたします。

- 2 クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- 3 クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

II 共通事項

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。クール・ネット東京としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、交付決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者がクール・ネット東京に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 助成金で取得した助成対象車両等を、その処分制限期間内に処分※しようとするときは、事前に処分内容等についてクール・ネット東京の承認を受けなければなりません。なお、クール・ネット東京は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。
※ 処分とは助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供すること。本事業では、住民票の都外移転や車検証上の使用の本拠の位置の都外変更を含む。
- (3) クール・ネット東京は、申請者及び手続代行者、その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (4) 前記事項に違反した場合は、クール・ネット東京からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、クール・ネット東京から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて助成金を返還していただきます。
- (5) 助成金を受け取るまでに助成対象車両等を処分された場合について
 - ①申請前 :申請できません。
 - ②交付決定前:申請を取り下げてください。
 - ③交付決定後:撤回申請をお願い致します。(交付決定通知書を受領後 14 日以内)
 - ④交付決定後(交付決定通知書受領してから14日を超過)
→(4)となり、助成金額全額+加算金返納となります。

※交付決定後の処分で、クール・ネット東京の事前承認なしに処分が発覚した場合、交付要綱違反にあたる可能性がありますのでご注意ください。交付決定後に処分する際には、必ずクール・ネット東京まで事前にご相談ください。

2 申請対象の確認

申請する前に以下の要件に該当するかどうか、ご確認ください。

■助成対象車両(EV車、PHEV車、EVバイク)について

- ① 初度登録または初度検査された車両で、製造事業者の新車保証が付いているものであること。(中古車を除く。)
- ② 令和7年4月1日以降に公社が実施する該当事業に申請し、交付決定を受けたものであること。(P3参照)
- ③ 助成対象者の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品ではないこと。(交付要綱第4条)
- ④ リースの場合は、リース期間は処分制限期間以上であること。
- ⑤ 債権譲渡をしないこと(交付要綱第11条)ただし、クール・ネット東京の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- ⑥ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません。)
- ⑦ 別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるもの。

■助成対象設備(充電設備)について

- ① 令和7年4月1日以降に公社が実施する該当事業に申請し、交付決定及び額確定を受けたものであること。(P3参照)
- ② リースの場合は、リース期間は処分制限期間以上であること。
- ③ 債権譲渡をしないこと(交付要綱第11条)ただし、クール・ネット東京の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- ④ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません。)
- ⑤ 別に定める助成金を除き、都の他の同種の助成金の交付を受けるもの。

■ 助成対象者について

① 都内に下記サービス種別で訪問介護事業所(国、地方公共団体設置を除く)等を開設している事業者であること。

※ 都内において運営する訪問介護事業所等の数が10か所以上かつ資本金5,000万円を超えている事業者は除く。

地域密着型サービス(区市町村指定)	東京都指定
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護

- ・ 対象の確認については東京都福祉局ページ ([https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo lib/jigyo/shitei/togetsu](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/shitei/togetsu))をご確認ください。
- ・ もし対象となるかどうかご不明な場合は、別途お問合せください。

② 税金の滞納がない者(交付要綱第3条)

③ 刑事上の処分を受けていない者(交付要綱第3条)

④ 公的資金の交付先として社会通念上適切である者(交付要綱第3条)

⑤ 暴力団員等でないこと(交付要綱第3条2)

⑥ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません)

⑦ リースにおいては、自動車検査証上の所有者がリース会社、使用者が当該車両のリースを受けるリース使用者または下記⑧ロ)にいう法人等の役員もしくは従業員等となり、リース車両の使用者が申請者となる。

⑧ 申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。ただし、以下のいずれかにより自動車検査証上の所有者及び使用者が一致しない場合はこの限りでない。

イ) 車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社またはローン会社等で、使用者が車両購入者であり、自動車検査証上の使用者が申請者となる場合。

ロ) 法人等による申請において、自動車検査証上の所有者が当該法人等で、使用者が申請車両の管理責任者として「自動車保管所証明書」を取得した当該法人の役員または従業員等であり、当該法人が申請者となる場合。

ハ) 申請車両の登録及び検査または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の自動車検査証上の所有者と使用者が一致しない状態となる場合(ただし、所有者と使用者が生計を一にする者である場合に限る)。この場合、クール・ネット東京が別途要請する減免制度の適用を確認する書類の提出を申請の条件とする。

⑨ 道路交通法その他関連法令に適合した状態で登録された車両を適切に所有または使用している者(引越し後の住所で車検証を登録していないなど、いわゆる「車庫飛ばし」にあたるケース等は対象外)

- ⑩ 自動車検査証の記載について、次の参考図の要件を初度登録時から継続して満たすこと(交付要綱第4条)

【参考図】

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合	※法人申請で民間事業者等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	販売業者又はローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義 ※	助成対象者と同一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義
使用者の住所	助成対象者の住所若しくは事業所の住所であること。			
使用の本拠の位置又は主たる定地場	都内でかつ助成対象者の住所若しくは事業所の住所であること。			

3 申請書および提出書類の取り扱いについて

原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

①助成金額の算出について

◆ 共通事項

- ・助成対象経費については上限500万までとなり、どちらか小さい方を適用します。
(例:助成対象経費が800万円の場合、上限500万が適用され、助成金額は 250 万となる。)
- ・助成対象経費が国補助金額・都補助金額の合算若しくは一方で同額となり、差額がない=0円となる場合、助成対象外となります。

【助成対象車両(EV・PHEV・EV バイク)】

車両本体価格から助成対象となる事業(手引き P3)から交付決定された金額及び国補助金額を差引き、残額を2分の1にした金額となります。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

【例】



※ 国補助金額については、受領の有無に関係なく控除されます。

【国補助金額控除基準】

自家用 → 一般社団法人 次世代自動車振興センター(CEV)【<https://www.cev-pc.or.jp/>】

事業用 → 一般財団法人 環境優良車普及機構(LEVO)【<https://www.levo.or.jp/>】

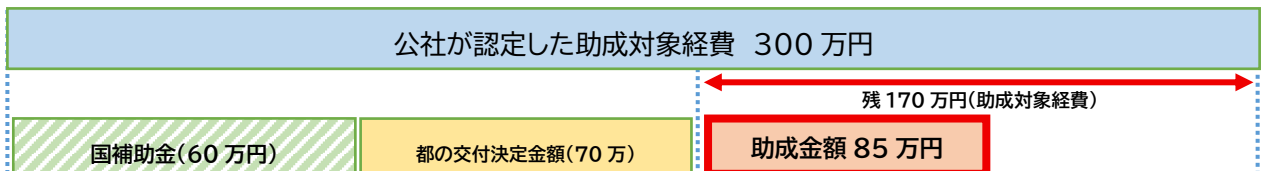
その他で国補助金額を受領している場合はその分も含めて控除されます。申請時にご申告いただくようお願いいたします。

※ リース契約で車両本体価格が判別できない場合、CEVに掲載されている車両本体価格をベースに助成金額を算出いたします。

【助成対象設備(充電設備、V2B)】

助成対象となる事業(手引き P3)にて公社が認定した助成対象経費から交付決定された金額及び国補助金額を差引き、残額を2分の1にした金額となります。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

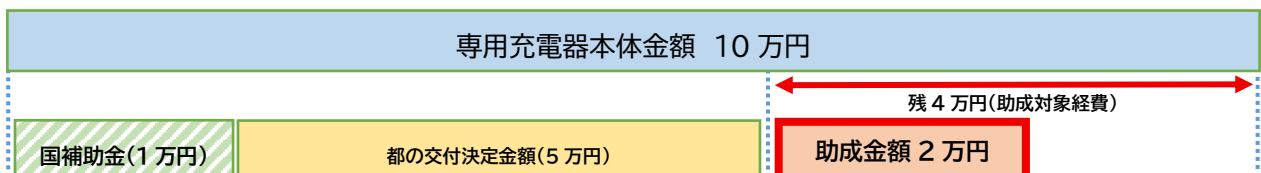
【例】



【助成対象充電器(EV バイク用専用充電器)】

専用充電器本体金額から助成対象となる事業(手引き P3)にて公社が交付決定された金額及び国補助金額を差引き、残額を2分の1にした金額となります。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

【例】



※ 専用充電器の場合は「購入」のケースのみが対象となります。月額定額支払いにて助成対象となっているものに関しては助成対象外となります。

Ⅲ 対象者における手続方法について

1 オンライン申請（推奨）

手続きが簡単で郵送料もかからないオンライン申請にご協力をお願いいたします。

- (1) 助成対象車両の確認や手引きをお読みいただき、添付書類等もよくご確認の上、上記 HP のオンライン申請フォームよりオンライン申請をお願いいたします。

オンライン申請はこちら



「オンライン申請はこちら」
をクリック

数問の質問にお答えいただきますと該当のフォームが案内されます。
誓約事項は必ずお読みいただき、了承の上申請してください

(2) ログインについて



Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。

(3) 以降、申請フォームに従い、入力してください。



①Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

2 郵送による申請

紙による申請を行う場合については、受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録(書留やレターパックなど)がわかるよう送付いただくことをお勧めいたします。

3 受付期限

受付締切日は令和 8 年 3 月 31 日(火曜日)17:00 必着です。

- ◆申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了いたします。
- ◆上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

4 申請可能数

申請者ごとの助成金支給の台数及び設置数に制限はありません。

※ ただし、1事業者 3 営業所までとし、各事業所上限 250 万円(上限 500 万円の 1/2)に達するまで申請可能。

【参考例】

事業所名	事業所	申請日	交付決定金額	申請可能金額
A社	O支店	10/2	500,000円	2,000,000円
	P支店	11/4	500,000円	2,000,000円
	Q支店	11/5	500,000円	2,000,000円
	R支店	既に3事業所分申請があるため対象外		
	S支店			
	T支店			

5 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ① 申請前に車両を処分している場合は、申請できません
- ② 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてに申請取下げを申し出てください
- ③ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。車両の処分をする場合は、必ず事前にご連絡ください

【その他】

- ① 申請いただいた情報については、各事業を管轄する部署に対して、情報照会を行います。
- ② 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。
- ③ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ④ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます
- ⑤ 不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。

不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡に対して30日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取下げとし、書類は破棄させていただく場合がございます。ご注意ください

6 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者等に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。(事前の許可申請等は特に不要です。)

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

IV 申請



1 必要書類

	書 類
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式 その1、その2)(郵送で申請される場合)
2	<p>【法人の場合】</p> <p>登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書) ※(原則)登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税納税証明書 ※(法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>住民票写しまたは印鑑証明 ※(原則)都外在住の場合は個人事業税納税証明書 ※(納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書</p>
3	<p>購入車両の代金に係る請求書または注文書(車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認できるもの)</p> <p>【助成対象車両】</p> <p>※ 購入又はリース契約等を締結した電気自動車、プラグインハイブリッド車又は電動バイクの車両本体価格(税抜)及び車名・グレードが確認できるもの。 ※ リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。</p> <p>【助成対象給電器】</p> <p>※購入又はリース契約等を締結した外部給電器。 ※機器本体価格の記載があるものに限る。 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。</p> <p>【助成対象設備】</p> <p>※購入又はリース契約等を締結した充電設備等の型式及び本体価格(税抜)並びに設置工事費(税抜)が確認できるもの。 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。</p> <p>【助成対象専用充電器】</p> <p>※助成対象専用充電器の購入に係る契約書、請求書又は注文書 ※リース契約を締結している場合は、リース契約書を合わせて提出すること。 ※機器本体価格の記載があるものに限る。</p>
4-1	<p>購入車両の自動車検査証記録事項</p> <p>※電子車検証が交付されている場合。</p>
4-2	<p>購入電動バイクの標識交付証明書</p> <p>※助成対象電動バイクを購入した場合のみ。 ※標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等、自動車検査証又は軽自動車届出済証</p>
5	<p>車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書</p> <p>車両の管理・使用に係る社員の在職証明書 ※所有者と使用者が異なる場合(会社の従業員が使用者となる場合など)</p>
6	<p>令和 7 年 4 月 1 日以降に公社が実施する本事業に申請した助成対象車両等に係る助成額が確定した通知書</p> <p>※本事業の申請者名と通知書の額確定者名が一致していること。 ※助成対象設備でリースの場合、申請者名と貸与先名が一致していること。</p>
7	その他クール・ネット東京が必要と認める書類

- ※ リース使用者が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。
 ※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各 10MB です)

必要書類		補足説明・注意事項
(1)	助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合)	<ul style="list-style-type: none"> 第1号様式に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。 第2号様式の誓約事項を必ず確認した上で、交付申請書の誓約チェック項目欄に✓を入れてから申請してください。 消えるボールペンでの記入は不可。 ホッチキス止めでの提出は禁止です。
(2)	助成対象者の公的確認書類(コピー可) 【法人の場合】 ▶ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※登記事項に都内事務所の掲載がない場合 ▶ 法人都民税納税証明書 ▶ 法人事業税納税証明書 (都内で納めているもの) ※納税証明書も用意できない場合 ▶ 法人設立・設置届出書	<ul style="list-style-type: none"> 受領日時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。 登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。 登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税・法人事業税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出してください。都内に事務所や事業所があることが要件です。 都内に事務所・事業所がない場合は対象外となります。 法人設立・設置届出書や確定申告書、開業届は各都内の管轄する事務局の押印があるもの、電子申請の場合は電子受付日が記載されているもの。 上記の確認がとれない場合、他の書類の提出を求められる場合がございます。
(3)	購入車両の代金を確認する書類 ▶ 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等 ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること CEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。記入がない場合は、手書きで追記可) 支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。) 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。
(4)-1	購入車両の「自動車検査証記録事項」 ※電子車検証不可 ※コピー可 国土交通省 電子車検証特設サイト https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をご提出ください。お手元にはない場合は左記の特設サイトをご確認していただきダウンロードの上、ご提出ください。 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)

		<ul style="list-style-type: none"> 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要です。 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。 <p>ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。</p> <p>イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求める場合がございます。
(4)-2	<p>購入電動バイクの標識交付証明書 ※コピー可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象電動バイクを購入した場合のみ。 標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等、自動車検査証又は軽自動車届出済証 初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。) 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要です。 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。 <p>ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。</p> <p>イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事

		業者発行の確認書の提出を求める場合がございます
(5)	リース契約の確認書類 (リース契約の場合のみ) ➢リース契約書の写し (賃貸借契約書)	<ul style="list-style-type: none"> リース契約成立後の契約書であること。 電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。 リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。 リース契約期間は、処分制限期間以上であること。 車両本体価格が算出できない場合、CEV に記載の車両本体価格をベースに助成金額を算出します。 申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの リース契約の使用者が自動車販売店の場合、リース会社に調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行う為)
(6)	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書	<p>※ 車検証の所有者名が申請者等で使用者が申請者に勤める役員・従業員の場合には、下記の添付書類とともに必要です。</p> <p>【添付必要:本人確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運転免許証のコピー ➢ 住民票写し(発行から3か月以内のもの) ➢ 印鑑証明(発行から3か月以内のもの) のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は本人確認書類の添付が不要です。(車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書のみ提出してください)
(7)	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明書 ※登記事項証明書に記載のある役員は添付不要	<p>※ 車検証の所有者名が申請者で使用者が申請者に勤める役員・従業員の状態で、役員・従業員として申請者の法人に申請日時点で在籍していることの証明として下記の添付書類とともに必要です。</p> <p>【添付必要：在籍確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 直近の従業員の給与所得の源泉徴収票の写し ➢ 直近の給与明細 等 ➢ 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は、車両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明書の添付は不要です。(登記事項証明書で在籍が確認できるため)
(8)	令和 7 年 4 月 1 日以降に公社が実施する本事業に申請した助成対象車両等に係る助成額が確定した通知書(コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の申請者名と通知書の額確定者名が一致していること。 助成対象設備でリースの場合、申請者名と貸与先名が一致していること。
(9)	その他クール・ネット東京が必要と認める書類	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。

V 助成金を申請後に必要なこと

～軽微な変更・処分・撤回・取下げ～



1 助成事業の経理(交付要綱第 19 条)

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(交付要綱表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)をクール・ネット東京が本助成金の交付決定をした日の属するクール・ネット東京の会計年度の終了の日から処分制限期間を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等(交付要綱第 20 条)

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査または関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回(交付要綱第 10 条)

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議や交付条件を満たさなくなったなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書(第3号様式)を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 交付決定の取消し(交付要綱第 12 条)

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係るクール・ネット東京の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定を受けたもの(法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

※クール・ネット東京は、上記項目の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

※本助成金の返還(交付要綱第 14 条)、違約加算金(交付要綱第 15 条)、延滞金(交付要綱第 16 条)等については交付要綱をご確認ください。

5 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更がある場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

【変更にあたる一例】

- ・申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
- ・申請者の住所変更
- ・自動車検査証の記載情報(登録ナンバー等)の変更
- ・リース契約に関する変更(再リースなど)

ただし、**軽微な変更後も引き続き本事業要件を満たす必要があります**ので、**「車検証における“使用の本拠の位置”が都内であること」等の条件を引き続き満たす必要があります。**(要件につきましては 8 ページ以降をご確認ください。)
これを満たさなくなる場合(都外へ異動など)は、処分に該当しますのでご注意ください。

(2) 軽微な変更の場合の必要書類

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・変更が確認できる公的書類の写し
- ・その他クール・ネット東京が必要として提出を求めた書類

(3) リース契約となっている申請における変更についてはリース使用者が本事業の要件を引き続き満たす必要がございます。なお再リースについても同様です。

■ 軽微な変更になるケースの一例

- ・リース使用者が法人の場合、法人名や代表者が変更になった。
- ・リース使用者が法人で車両管理者が変更になった。

※変更申請時においては、クール・ネット東京で内容確認をいたします。内容確認後、処分申請にあたる事項と判断した場合には別途クール・ネット東京よりご連絡いたします。

処分について

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、または担保に供することをいいます。(都外移転も含みます。)

または本事業の申請で提出した助成対象車両等に係る助成額が確定した事業で処分若しくは移転となった場合も同じく提出が必要です。

処分の例は以下のとおりです。【処分の制限(交付要綱第 18 条)】

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更(解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
申請時に提出した助成対象車両等に係る助成額が確定した事業で処分となった場合。	左記事業の処分承認日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別にクール・ネット東京が指定

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

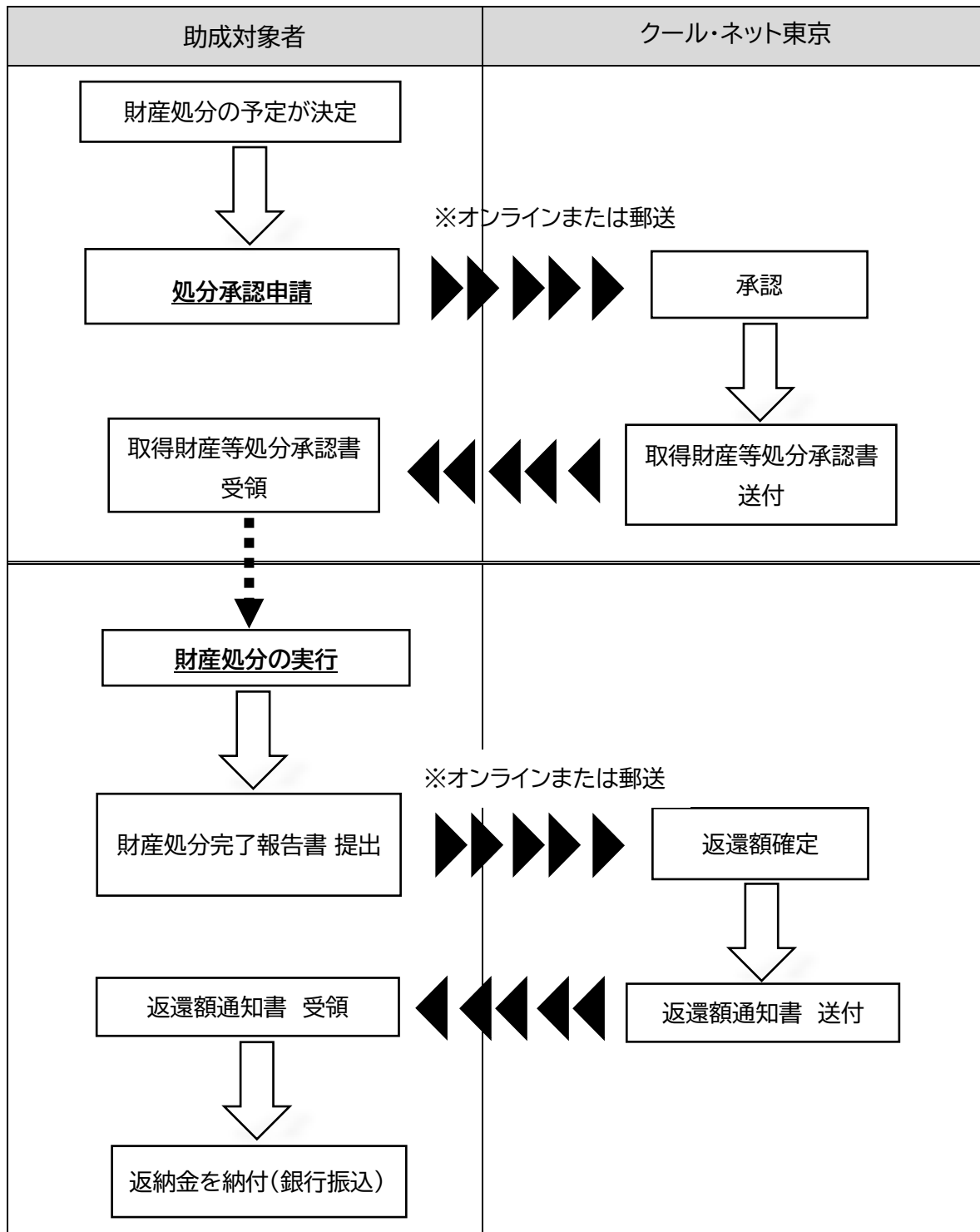
区分		処分制限期間	
自家用車両(レンタカーを除く)		4年	
電動バイク		3年	
区分		処分制限期間	
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年	
区分		処分制限期間	
外部給電器		3年	
充電設備等(付帯設備含む。)		5年	

(交付要綱 別表第5 第18条及び第19条関係)

※処分を行う際は、**必ず事前に承認を受けてください**。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

処分の手続き(交付要綱第18条)

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

※承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

- (2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

- (3) 処分申請においては、要件によって処分の承認を得るだけで、返納金は発生しないケースがございます。下記の表にて免除となったケースを記載しておりますのでご参照ください。以下のケースに該当される方は処分承認申請する際に、合わせて返納金の免除申請を行うようお願いいたします。また承認申請の内容によっては、免除にあたらぬケースもございますのでその際はクール・ネット東京より確認並びにご連絡させていただきます。

【免除となるケース例】

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書又は被災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・申請時の該当助成事業から返納額が0円若しくは無しであることが明記された書類
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書(免責証書)、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの) ・申請時の該当助成事業から返納額が0円若しくは無しであることが明記された書類
申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証 ・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京が特に認める場合	クール・ネット東京が指定する書類

申請の撤回

交付決定後に助成金の交付条件に該当しなくなった場合等は、交付決定通知書を受け取ってから14日以内に撤回届を提出してください。申請はオンライン申請、郵送申請どちらでも受付をいたします。なお、撤回申請の対象となった車両については、再申請はできません。

交付決定の取消し

助成金受領後に申請要件を満たしていないにも関わらず、取下げや撤回届の提出を行わなかったことが発覚した場合(例:既に都外へ引越しや移転をしているにもかかわらず、交付決定通知書を受領し、その後助成金を受給した場合など)は交付決定の取消しとなります。助成金の全額返金と違約加算金等が発生することがございますのでご注意ください。

(参考)ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ FCV・EV・PHEV 車両

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

- ・ FCV・EV・PHEV 外部給電器

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

- ・ 電動バイクの普及促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re evbike>

- ・ 充電設備普及促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

東京都

訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業助成金交付要綱
助成金申請書類作成の手引き

令和 7 年度

◇発行・編集

令和 7 年 10 月 31 日 発行

◇発行元

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10 階